

# J A 伊勢の現況

(令和 7 年 9 月末現在)



## ごあいさつ

平素は、当JAの協同組合活動にご理解とご参加・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当組合の令和7年9月末の現況をご報告させていただく「JA伊勢の現況」をここに作成しました。内容としまして、地域貢献情報、自己資本比率、預貸等の状況などについて開示しております。

令和7年度は、第13次中期経営計画の初年度となります。目指す姿である「農業生産の拡大・農業者の所得増大の実現と県産農畜産物の安定供給への貢献」「組合員・利用者とともに取り組む組織・地域の活性化」「人と組織が成長する持続可能なJA経営の確立」の実現に向け、急激な環境の変化に柔軟に対応しつつ、長期的な視野に立った農業振興を中心とした不断の自己改革と、それを支える経営基盤の確立・強化に役職員一同、組合員の皆さんとともに一所懸命に取り組む所存ですので、一層のご理解・ご参加・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年11月  
伊勢農業協同組合  
代表理事組合長  
酒徳 雅明

# J A伊勢 令和7年9月末の現況

## =地域貢献情報=

### ●全般的な事項

当組合は、伊勢市、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町、尾鷲市、紀北町、鳥羽市、志摩市、熊野市、御浜町、紀宝町が事業区域で、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化や、地域の暮らしをサポートする地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。その資金を必要とする組合員および地域の皆さまや、地方公共団体などにもご利用いただいているいます。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけではなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

組合員数	45,279 人	出資金	6,276,087 千円
------	----------	-----	--------------

### ●地域からの資金調達の状況

#### (1) 貯金・定期積金残高

(単位：百万円)

当座性貯金	182,805
定期貯金	306,546
定期積金	3,619
合 計	492,972

(2) 貯金商品

種類	期間	預入額	商品の概要等
普通貯金 (総合口座)	出し入れ 自由	1円以上	公共料金等の自動引落としや、給与・年金の自動振込、配当金等の自動受取りなどの機能が利用できる点で、日常生活に必要なお金を財布代わりに出し入れできる利便性を持っています。定期貯金などを担保に、総合口座を組み合わせれば担保に応じて自動融資を受けることができます。「貯める・受取る・支払う・借りる」といった機能を備えています。
貯蓄貯金	出し入れ 自由	1円以上	使いみちなどが決まらないお金を預けて、増やしながらいつでも使える貯金です。公共料金・クレジット代金等の自動支払いや給与・年金・配当金等の自動受取りの口座としてはご利用できません。
定期積金	6ヶ月以上 5年以内	1千円以上	目標額にあわせて、毎月の預け入れ指定日に積み立てる貯金です。積み立て期間は自由に選べ、プランに沿って無理なく目標達成ができます。
スーパー定期	1ヶ月以上 5年以内	1千円以上	身近な定期貯金で期間はプランにあわせて選べます。預け入れ時の利率が満期日まで変わらない確定利回りです。総合口座にセットすれば、自動融資が受けられ大変便利です。
変動金利定期貯金	3年	1千円以上	金利情勢に応じて6ヶ月ごとに利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。満期までの期間中に、金利が上昇すれば、固定金利の商品よりも有利に運用することができます。総合口座にセットすれば、自動融資が受けられ大変便利です。
期日指定定期貯金	据置期間1年 (最長預入期間:3年)	1千円以上 300万円未満	据置期間1年経過後、自由に満期日を指定できます。1年複利のお得な貯金で長く預けるほど有利です。総合口座にセットすれば、自動融資が受けられ大変便利です。
大口定期貯金	1ヶ月以上 5年以内	1千万円以上	自由金利型定期と呼ぶこともあり、市場金利を反映した有利な利率で運用し、大口の資金をさらに大きく増やす貯金です。短期から長期までプランにあわせて預け入れできます。

## ●地域への資金供給の状況

### (1) 貸出金残高

(単位：百万円)

正組合員		9,901
准組合員		40,387
員 外	地方公共団体	19,579
	地方公社等	17
	金融機関	20,500
	その他員外	2,507
計		42,604
合 計		92,893

### (2) 制度融資取扱い状況

(単位：百万円)

資金名	残高	制度の概要等
農業近代化資金	412	農業経営の近代化のための長期資金等
農業近代化資金 (資材高騰)	230	ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた農業者への助成制度付き資金
農業近代化資金 (コロナ)	47	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者へ助成制度付き資金
就農施設等資金	1	新規就農者の研修・準備・施設取得を支援する資金
農業改良資金	一	新技術等を支援する資金
スーパーL資金	43	農地取得や設備投資など、農業経営の改善を支援するための長期資金
スーパーS資金	626	農業経営改善計画の達成に必要な運転資金
畜産経営緊急支援資金	180	畜産農家の経営の安定化を図る資金

### (3) 融資商品

資金名	対象者	資金使途・商品の概要等
住宅ローン	J A伊勢管内の個人	住宅新築・購入・中古住宅購入・増改築・土地購入
住宅ローン（借換応援型）	J A伊勢管内の個人	他の金融機関借入中の住宅資金借換
リフォームローン	J A伊勢管内の個人	既存住宅の増改築・改装・補修等
マイカーローン	J A伊勢管内に居住又は勤務する個人	自動車・バイクの購入・車検・修理費用等
教育ローン	J A伊勢管内に居住又は勤務する個人	子弟の学費・家賃・教育に関する資金
カードローン	J A伊勢管内に居住又は勤務する個人	生活資金全般
フリーローン	J A伊勢管内に居住又は勤務する個人	生活資金全般
共済証書担保貸付	J A伊勢管内の個人又は法人	生活資金全般
賃貸住宅ローン	J A伊勢管内の個人	賃貸・アパート・マンションの新築・増改築

## ● 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

伊勢農業協同組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しています。

引き続き、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実な対応に努めていきます。

## ● 地域密着型金融への取組み

### （1）農業者等の経営支援に関する取組基本方針

中小企業者等の経営支援に関しては「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、新規貸付相談や貸付条件変更等の申し込みに対して、真摯かつ適切な対応に努めています。

また、金融機関としてコンサルティング機能を充分に発揮できるよう、研修等により担当者の能力向上に努めています。

### （2）農業者等の経営支援に関する態勢整備

「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、管理責任者・担当者の設置および統括部署を明確化し、不健全債権管理回収委員会やその他会議体等において協議を行い、その結果等を理事会に報告しています。

また、必要に応じて弁護士、税理士等外部専門家と連携し、経営支援を行えるような態勢整備をしています。

### （3）農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

三重県農業の基盤となる担い手育成確保を図るため、部門横断的な担い手対応部署のメンバーとして、担い手金融リーダーを配置し、営農事業、経済事業等と連携を図るとともに、担い手の資金調達対策等に対応しています。

### （4）担い手の経営のライフステージに応じた支援

担い手の経営のライフステージ（就農（創業期）・発展期・成熟期・再生期・承継期）に応じた支援に取り組んでいます。

### （5）経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

農業負債整理関係資金を提供するなど経営不振農家に対する経営支援等に取り組んでいます。なお、担い手への資金提供に際しては、不動産担保や個人保証に過度に依存することなく、融資先の経営の将来性を見極める融資を行うため、三重県農業信用基金協会等と連携し担い手支援に努めています。

## ●文化的・社会的貢献に関する事項

### （1）文化的・社会的貢献に関する事項

#### ＜地方公共団体への協力＞

地域社会のよりよい環境づくりと発展のため、市町の行う地域の再開発や道路・学校・公園など公共施設の整備事業に対して、融資等を通じて積極的に協力しています。

玉城町、度会町、南伊勢町の指定金融機関として、税金等の公金事務の窓口を担当し、多くの皆さまにご利用いただいているます。

#### ＜地域への奉仕活動＞

当組合では、地域貢献としての清掃活動や日本赤十字社の献血への積極的参加、顧問弁護士による無料法律相談会や社会保険労務士による年金相談会を開催しています。また、小学生を対象とした農業体験を開催するなど、社会貢献に努めています。

さらに、生活活動の中で、体験を通して親子で食と農の大切さについて学ぶことを目的に「あぐりスクール」などの食農教育を行っています。

### （2）利用者ネットワーク化への取り組み

当組合で年金口座を開設していただいている方を会員として「年金友の会」を組織し、グラウンドゴルフ大会やシニアゴルフ大会等を開催しています。

### （3）情報提供活動

情報提供活動では、広報誌「あんさんぶる」の発行やパブリシティにより、地域に向けて情報を発信するとともに、ホームページ・公式LINEでの情報提供も行っています。

ホームページのURLは、<https://www.jaise.jp/>です。

●店舗一覧

名称	所在地	電話番号
本店	度会郡度会町大野木 1858	0596-62-1125
伊勢北部支店	伊勢市西豊浜町 2011	0596-37-2311
伊勢北部支店豊浜東	伊勢市東豊浜町 330	0596-37-2102
伊勢北部支店村松	伊勢市村松町 4009	0596-37-2045
伊勢北部支店東大淀	伊勢市東大淀町 485	0596-37-2152
小俣支店	伊勢市小俣町相合 634	0596-22-2121
伊勢支店	伊勢市河崎 1-4-35	0596-25-1175
伊勢支店四郷	伊勢市楠部町乙 581-1	0596-22-3377
伊勢支店伊勢南部	伊勢市上野町 1215-1	0596-39-1128
伊勢中央支店	伊勢市御園町長屋 462	0596-22-3557
伊勢中央支店神社	伊勢市神社港 359	0596-36-4644
伊勢中央支店浜郷	伊勢市黒瀬町 49-3	0596-22-2583
伊勢中央支店二見浦	伊勢市二見町茶屋 302-2	0596-42-1101
玉城支店	度会郡玉城町佐田 130	0596-58-2155
玉城支店有田	度会郡玉城町長更 141	0596-58-3058
玉城支店外城田	度会郡玉城町蚊野 2023	0596-58-2481
玉城支店下外城田	度会郡玉城町小社曾根 776-16	0596-58-3051
城田支店	伊勢市上地町 1810	0596-22-3645
度会支店	度会郡度会町大野木 1783-2	0596-62-1122
紀勢支店（山海の郷紀勢内）	度会郡大紀町崎 2154-1	0598-74-1311
紀勢支店錦	度会郡大紀町錦 205-1	0598-73-3121
紀勢支店大内山	度会郡大紀町大内山 777-1	0598-72-2321
大宮支店	度会郡大紀町野原 1321-1	0598-85-0009
大宮支店滝原	度会郡大紀町滝原 1000	0598-86-2019
南勢支店	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 960	0599-66-0005
南勢支店穂原	度会郡南伊勢町伊勢路 1107-3	0599-65-3003
南島支店	度会郡南伊勢町贊浦 59-1	0596-72-1311
南島支店南島西	度会郡南伊勢町村山 981	0596-76-0008
紀北支店	北牟婁郡紀北町東長島 926-7	0597-47-1166
紀北支店海山	北牟婁郡紀北町相賀 827-1	0597-32-1127
尾鷲支店	尾鷲市野地町 12-7	0597-22-1536

名称	所在地	電話番号
鳥羽支店	鳥羽市岩倉町 315-1	0599-25-2902
鳥羽支店中之郷	鳥羽市鳥羽 3-32-21	0599-25-2305
磯部支店	志摩市磯部町迫間 32-3	0599-55-2050
阿児支店	志摩市阿児町鵜方 2402-5	0599-43-0034
浜島支店	志摩市浜島町浜島 1787-85	0599-53-0004
阿児東支店	志摩市阿児町甲賀 1482-1	0599-45-8500
大王支店	志摩市大王町波切 3928-2	0599-72-0003
志摩支店	志摩市志摩町和具 88-1	0599-85-0074
熊野支店	熊野市有馬町 1368-1	0597-89-6606
御浜支店	南牟婁郡御浜町阿田和 4694-4	05979-2-2006
御浜支店市木	南牟婁郡御浜町下市木 2551	05979-2-1013
紀宝支店	南牟婁郡紀宝町成川 40	0735-22-8471

(ATM 設置台数 79 台)

## =財務状況に関する項目=

●農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況（単体）  
(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和7年3月末	354	354
	令和7年9月末	402	402
危険債権	令和7年3月末	382	378
	令和7年9月末	381	378
要管理債権	令和7年3月末	—	—
	令和7年9月末	—	—
三月以上延滞債権	令和7年3月末	—	—
	令和7年9月末	—	—
貸出条件緩和債権	令和7年3月末	—	—
	令和7年9月末	—	—
小計	令和7年3月末	736	733
	令和7年9月末	783	780
正常債権	令和7年3月末	86,836	
	令和7年9月末	92,203	
合計	令和7年3月末	87,573	733
	令和7年9月末	92,987	780

注) 令和7年9月末の計数は、次の方法により算出しています。

1. 各債権区分額は、令和7年3月末時点の債権区分を基準として、令和7年9月末時点の残高に修正しています。
2. 令和7年3月末から令和7年9月末までの間に、債務者区分の変更が必要と認識した先については、9月末時点の債務者の状況に基づき債権区分を変更しています。

### ●単体自己資本比率

令和7年9月末（参考）	令和7年3月末
13.92%	13.46%

注) 令和7年9月末の自己資本比率（参考）は、次の方法により算出しています。

1. 令和7年3月末のオペレーショナル・リスク相当額に基づき算出しています。
2. 令和7年9月末の自己資本額および信用リスク・アセット額に基づき算出しています。ただし、一部の項目については令和7年3月末の額を使用しています。

### ●主要勘定の状況

（単位：百万円）

	令和7年9月末	令和7年3月末	令和6年9月末
貯金	492,972	490,311	494,337
貸出金	92,893	87,487	85,841
預金	332,539	335,225	340,466
有価証券	55,838	57,382	59,144
金銭の信託	5,777	5,730	5,748

●有価証券等の時価情報等

(1) 有価証券の時価情報

【売買目的有価証券】

(単位：百万円)

	令和7年9月末		令和7年3月末	
	貸借対照表 計上額	当年度の損益に含 まれた評価差額	貸借対照表 計上額	当年度の損益に含 まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

【満期保有目的の債券】

(単位：百万円)

	令和7年9月末			令和7年3月末		
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	1,466	1,497	30	1,481	1,522	41
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	—	—	—	—	—	—
合 計	1,466	1,497	30	1,481	1,522	41

【その他有価証券】

(単位：百万円)

	令和7年9月末			令和7年3月末		
	貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	5,524	5,122	402	7,804	7,407	397
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	48,847	55,699	▲6,852	48,096	54,537	▲6,441
合 計	54,371	60,821	▲6,449	55,901	61,944	▲6,043

注) 9月末の有価証券の時価は9月末日における市場価格等によっております。

(2) 金銭の信託の時価情報

【運用目的の金銭の信託】

(単位：百万円)

	令和7年9月末		令和7年3月末	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—	—	—

【満期保有目的の金銭の信託】

(単位：百万円)

	令和7年9月末					令和7年3月末				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

【その他の金銭の信託】

(単位：百万円)

	令和7年9月末				令和7年3月末					
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	5,777	5,944	▲167	41	▲208	5,730	5,857	▲126	70	▲197

注) 1. 9月末の金銭の信託の時価は9月末日における市場価格等によっております。

2. 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。
3. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

(3) デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引  
該当する取引はありません。